

石岡市告示第 255 号

一般競争入札公告共通編（建設工事）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び石岡市財務規則（平成17年10月1日規則第56号）第121条の規定に基づき、建設工事の一般競争入札について必要な事項を以下の通り公告する。

本公告は、入札に参加するための基本的な要件を標記したものであり、個々の工事概要及び入札参加資格要件、並びにこの公告によらない特別の事由については、別に公告する個別公告に記載する。

なお、この共通編は、令和2年4月14日以降に公告する一般競争入札から適用する。

令和2年4月14日

茨城県石岡市長職務代理者
石岡市副市長 根本博文

<p>1 競争参加資格</p> <p>この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件及び個別の入札公告に指定された要件を全て備えている者とする。</p>
<p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。</p>
<p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく石岡市の入札参加制限を受けていないこと。</p>
<p>(3) 石岡市において、対象工事に係る工事種別において、石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成20年告示第429号）に基づく入札参加資格の認定を受けていること。</p>
<p>(4) 石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成17年10月1日訓令第15号）（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>
<p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）</p>
<p>(6) 石岡市の市税が課税対象となっている場合、個別の入札の入札書等の受付期間の最終日において当該市税を完納していること。ただし、公告日現在で納期限が到来しているものに限る。</p>

2 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から個別の入札に指定する期日まで
(2) 閲覧方法	石岡市ホームページに掲載する。

3 質疑及び回答	
質疑受付期間	公告日から個別の入札に指定する期日まで。
質疑受付方法	設計図書質疑応答書（様式第3号）により質疑を作成すること。
質疑送信先	個別に入札公告に定める。
回答方法	個別に入札公告に定める。
回答期間	公告日から個別の入札に指定する期日まで。

4 入札方法等	
(1) 入札は、郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。	
(2) 郵送方法は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによること。	
(3) 入札書は、郵便入札用の指定様式を使用すること。	
(4) 入札書は、個別の入札公告に指定する提出期間に、石岡郵便局に必着とする。	
(5) 入札回数は1回とする。	
(6) 入札時の添付書類	<p>ア 入札書（建設工事）</p> <p>イ 積算内訳書</p> <p>ウ その他必要なものについては、個別の入札公告において定める。</p> <p>エ 誓約書（入札様式集よりダウンロードをすること。年度初めの入札時にご提出ください。一度提出していただければ、年度内における入札での提出は不要。）</p>
(7) やむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。	
(8) 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。	
(9) 入札者は、その提出した入札書及び積算内訳書の書き換え、引換え又は撤回することができない。また、積算内訳書を追加することもできない。	

5 入札（開札）日時及び場所	
個別の入札公告において定める。	

6 最低制限価格	
設定の有無	個別の入札公告において定める。
価格	「石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領」により開札時に決定する。

7 調査基準価格及び失格基準価格	
設定の有無	個別の入札公告において定める。
価格	「石岡市低入札価格調査制度実施要領」により開札時に決定する。

8 開札の立会い	
個別の入札公告において定める。	

9 落札候補者の決定方法	
<p>(1)開札後、落札決定を保留した上で、予定価格以下で最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。</p> <p>但し、個別の入札公告において次のいずれかの設定をしている案件については次の該当する制限の範囲内で、最低の価格の申込みをした者を落札候補者とする。</p> <p>ア 最低制限価格を設定している案件については、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内</p> <p>イ 調査基準価格を設定している案件については、予定価格と調査基準価格の制限の範囲内</p> <p>ウ 調査基準価格及び失格基準価格を設定している案件については、予定価格と失格基準価格の制限の範囲内</p>	
<p>(2)落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。</p>	

10 競争参加資格を証明する書類の提出	
落札候補者は、次に従い、競争参加資格を証明する書類を提出しなければならない。	
提出期限	個別の入札公告に定める。
提出書類	個別の入札公告に定める。
提出方法	個別の入札公告に定める。
提出場所	個別の入札公告に定める。

11 落札者の決定方法（事後審査型入札）
(1)競争参加資格を証明する書類により，落札候補者について競争参加資格の審査を行う。
(2)競争参加資格審査の結果，競争参加資格があると認められたものを落札者とする。 但し，失格基準価格を設定している案件において，落札候補者が調査基準価格と失格基準価格の制限の範囲内に申込みした場合は石岡市低入札価格調査制度実施要領（第12条参照）による。
(3)競争参加資格審査の結果，競争参加資格がないと認められた場合には，次順位者を落札候補者とし，この者につきあらためて競争参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。
(4)個別の入札公告において同時落札制限（取り落ち）の指定がある場合，該当案件については予定価格の大きい順に落札者を決定し，落札者は以降の該当案件の落札者になることができない。

12入札保証金及び契約保証金
個別の入札公告において定める。

13前金払，中間前金払及び部分払について
個別の入札公告において定める。

14入札の無効
以下に該当する入札は無効とし，無効の入札を行った者を落札者としていた場合には，落札決定を取り消す。
(1)入札参加資格がないと認められた者の入札（明らかに入札参加資格要件を満たしていない者がした入札は開札を行わず失格とする。）
(2)提出書類に虚偽の記載をした者の入札
(3)談合等，公正な入札を害する行為又はその疑いが払拭できないとされた場合の入札
(4)入札書と積算内訳書の金額が一致しない入札
(5)入札書又は積算内訳書が2通以上提出された入札
(6)入札公告に定める期日までに石岡郵便局留で処理（保管）されなかった入札書を提出した者の入札
(7)入札価格を訂正した入札書を提出した者の入札
(8)積算内訳書が提出されない入札
(9)公表した予定価格を上回る金額での入札

(10) 金額欄の不明確な記載及び訂正等をした入札
(11) 参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が存在する場合の入札 ア 資本関係において、親会社と子会社の関係にある場合 イ 資本関係において、親会社を同じくする子会社同士 ウ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 エ 人的関係において、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 オ その他上記アないしエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(12) 前各号のほか入札公告及び石岡市契約規則等の入札条件に違反した入札
15 入札結果の公表
入札終了後（事後審査前）及び落札決定後（事後審査後）に、石岡市ホームページに入札結果を掲載する。